-般財団法人青森県市町村職員福祉互助会

互助会報





表紙写真: 弘前公園追手門と紅葉

↑ 平成29年度決算の概要	2
> 決算報告 ————————————————————————————————————	3
お知らせ ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	4
無給付者記念品について ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	6
マ成30年度国内研修旅行Aコース無事終了! ————	6
ケー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

会	員	の	動	き

現職会員	6,604名
退職会員	7,187名
継続会員	248名
配偶者会	員 104名
合 計	14,143名
(平成30	年8月31日現在)



平成29年度 決算の概要

平成29年度の決算は、去る5月29日開催の第14回理事会及び第14回評議 員会において、議決、承認されましたのでその概要についてお知らせいた します。

◆収支の概要

平成29年度における収支決算を行った結果、収入は雑収益、経常外収益が昨年度より減となったため360,676千円となりました。

一方支出においては、給付事業費等が増となったことにより 414,731千円となりました。

この結果、当期収支差額はマイナスの54,055千円で、年度末における正味財産は1,083,534千円となり、資産総額は2,212,508千円となりました。

収支の状況

(単位:千円)

	科	目	金	額		科		目	金	額
	受取	掛金	153	, 163		給作	事	業費	353	3,113
	基本財	産運用益		1		福和	リ事	業費	6	6,930
収	雑	収益	42	,930	支	公主	金事	業費	1	,000
	経常	外収益	164	,582		給米	斗手	当等	13	3,111
						臨時	存雇負	賃金	4	1,203
						通信	[運	般費	1	,784
						印刷	川製ス	本費		681
						委	託	費	5	5,400
入					出	賃	借	料	3	3,658
						租	税么	(課	14	1,394
						そ	の	他	10	, 457
	合	計	360	,676		合		計	414	1,731
	平成29年度収支差額 △ 54,055									
	繰越正味財産 1,083,534									

会員数

現職会員 6,911名
退職会員 7,062名
継続会員 259名
配偶者会員 107名
合 計 14,339名 (平成30年3月31日現在)

決 算 報 告

1 平成29年度福祉互助会を組織する市町村等の数

市	町	村	一部事務組合等	計
10	22	8	32	72

2 役員の数

評議員	理事	監事	計
10名	9名	3名	22名

3 掛金の給料月額に対する割合(財源率)

掛金	負担金	合計
5/1,000	_	5/1,000

4 現職会員加入状況及び加入率

年 1		該当者数(人)		加入率(%)		
1 1)	文	(A)	加入者数	脱退者数	加入者数計(B)	$(B) \div (A) \times 100$
平成27年	度	10,567	314	618	7,381	69.8
平成28年	度	10,353	285	512	7,154	69.1
平成29年	变	10,352	282	525	6,911	66.8

5 退職会員・継続会員・配偶者会員の加入状況

年度	退職会員(人)		継続会員(人)			配偶者会員(人)			
十	加入者	資格喪失者	加入者計	加入者	資格喪失者	加入者計	加入者	資格喪失者	加入者計
平成27年度	483	350	7,406	50	33	307	0	5	110
平成28年度	365	491	7,280	30	61	276	5	5	110
平成29年度	406	624	7,062	30	47	259	0	3	107

6 平成29年度現職会員・退職会員・継続会員・配偶者会員の掛金の状況

現職会員	退職会員	継続会員	配偶者会員	掛金合計
掛金	掛金	掛金	掛金	判並自引
146,191,578円	6,971,646円	0円	0円	153,163,224円

7 平成29年度医療給付費・退会給付費の状況

7 1 75	/ 一次に一次区域和119年 区立和119年の7人が									
月	医療約	合付費	退会約	 給付金計(円)						
月	件数	給付金(円)	件数	給付金(円)	和刊並前(门)					
4	4,993	26,871,700	3	561,104	27,432,804					
5	8,138	54,663,000	72	18,920,148	73,583,148					
6	4,514	28,154,300	11	2,820,585	30,974,885					
7	4,299	24,729,900	7	1,362,200	26,092,100					
8	3,693	19,993,700	5	1,089,086	21,082,786					
9	3,310	18,106,400	0	0	18,106,400					
10	3,329	17,993,100	5	1,047,051	19,040,151					
11	3,464	17,168,800	5	655,529	17,824,329					
12	3,897	19,448,600	11	3,535,364	22,983,964					
1	4,105	20,208,300	5	197,900	20,406,200					
2	4,461	20,035,400	1	71,800	20,107,200					
3	11,002	45,391,600	8	618,100	46,009,700					
計	59,205	312,764,800	133	30,878,867	343,643,667					



お知らせ

〇医療給付における控除額が、引き上げられます。

医療費の請求は、平成30年2月16日以降の受付分(平成30年4月10日支払分)から控除額は3,000円から4,000円になっておりますが、平成31年2月16日以降の受付分(平成31年4月10日支払分)から、控除額は5,000円になりますのでご注意をお願いします。



●銀行口座・住所などの変更について

給付金の受取口座や住所が変更になった場合は、必ず福祉互助会事務局にご連絡ください。

●継続会員の手続きについて

退職会員が死亡された場合、配偶者の方が引き続き医療給付を受けるためには 継続会員の手続きが必要となりますので、必ず福祉互助会事務局にご連絡くださ い。

●請求の際の注意点

- 1 医療給付の対象となるのは、保険適用分の支払額のみとなります。 (入院時の特別室料、食事負担金、証明書料などは含みません。)
- 2 受診者ごとに請求書を作成してください。(会員氏名は同じです。)
- 3 請求書は、医療機関ごと、受診年月分ごとにまとめて、診療を受けた翌月 以降に請求してください。
- 4 同じ医療機関で入院と外来がある場合は、合算せずに別々に請求してください。
- 5 総合病院において、複数の診療科を受診したときは併せて1件として取り 扱います。(歯科を除く。)
- 6 薬局の領収書は、外来に含めてください。

- 7 領収書は、受診者名、保険点数、負担割合等が記載されているものを添付してください。
- 8 領収書の原本を添付できない場合は、コピーで請求してください。
- 9 高額療養費に該当する場合は、加入している健康保険で高額療養費の手続きをとってください。
- 10 公費負担医療の認定を受けている方は、コピーを提出してくださるようお願いいたします。
- 11 医療費請求の有効期間は、診療月から2年間です。

●対象者

60歳以上70歳の誕生月(1日生まれの人は前月末日の属する月)までの退職会員(継続・配偶者会員含む)及びその配偶者

●支給例

(自己負担額) (控除額) (100円未満切捨て)

17,850円 -4,000円 =13,850円 $\rightarrow 13,800$ 円 (支給額)

●医療給付限度額

一会計年度(4月給付分~翌年3月給付分までの1年間)の医療給付金額は退職会員(継続・配偶者会員含む)及びその配偶者<u>それぞれ</u>10万円が限度となります。ただし、10万円を超えた分の医療費については、翌年度以降あらためて請求できます。(診療月から2年間)

●請求された医療費

請求書は毎月15日までの到着分について、翌月の10日に事務局に届出されている会員の銀行口座に送金いたします。(1月と5月の送金は20日になります。)

●その他

変更等の手続きについて、青森県市町村職員共済組合への届出をすることにより、当互助会への手続きも完了していると思われているケースが見受けられます。 共済組合への届出の手続きをされても、当互助会の手続きは自動的にはされませんので、変更等がある場合は必ず、福祉互助会事務局へ直接ご連絡くださるようよろしくお願いいたします。 福祉互助会では、毎年 4月1日から翌年3月31 日までの1年間、医療給 付を受けなかった退職会 員に対して記念品を贈呈 しております。

無給付者記念品について

○平成29年度無給付者の2,244名に記念品贈呈

平成29年度につきましては2,244名の方々が、該当いたしました。 記念品は、寒くなってくるこれからの季節に役立つ「電気湯たんぽ」となっております。

平成30年度 国内研修旅行Aコース 無事終了!

今年度の研修旅行は、国内研修旅行が2コース(Aコース 佐渡ヶ島周遊と名湯草津温泉4日間、Bコース熊本・宮崎・鹿児島4日間)と海外研修旅行1コース(Cコース シンガポール・マラッカ・クアラルンプール周遊7

日間)を企画いたしまし た。

その3コースの中の旅行第1弾Aコースの中の旅行第1弾Aコース 佐渡ヶ島周遊と名湯草津員21人で7月2日から5日程で実施されて7月2日からなれての日程で実施されての日程で実施ですからなく無事終了するが出来ました。参様は大変お疲れさまでした。

また、Cコースは10月 14日から20日までの日程 で、Bコースは11月4日 から7日までの日程で、 それぞれ実施を予定して おります。



佐渡ヶ島観光記念 於 尖閣湾 平成 30 年 7 月 3 日



年金者連盟からのご案内

年金者連盟は、「全国市町村職員共済組合連合会」から年金を受給している方々の会員で組織している任意団体です。

主に、年金制度の改善運動と会員とその家族の福利厚生を目的として、昭和44年に設立し、現在の会員数は約6,100人となっております。

今後の事業を一層充実したものにするためにも、一人でも多くの方々のお力添えが必要です。 退職後の未加入者及びこれから市町村等を退職し年金の支給開始年齢に達していない方々に年 金者連盟に加入していただきたく、ご案内申し上げます。

①連盟への加入方法

55歳以上の方で市町村等を退職する、または退職した方が会員になれます。

退職時及び退職後に加入申込書を当連盟まで郵送してください。

電話・メール等で問い合せしていただければ郵送いたします。

(共済組合HPから加入申込書がダウンロードできます)

なお、共済組合から年金決定通知を送付する際にも加入申込書を同封しております。

②連盟の会費

★既年金受給者

初年度の会費は無料です。次年度の4月の年金より一年分控除となります。

次年度からの会費は下記のとおりです。(上限が5,000円/下限が1,000円)

- ·老齢(退職)年金受給者…年金年額×千分の3.2
- ・遺族年金受給者 …年金年額×千分の1.8
- ·障害年金受給者 …年金年額×千分の1.8

★年金待機者

初年度の会費は無料です。次年度以降、年金決定年度まで2,000円を振込用紙にて納入していただきます。年金が支給されましたら自動的に既受給者会員となり、年金から控除されます。

③連盟の事業

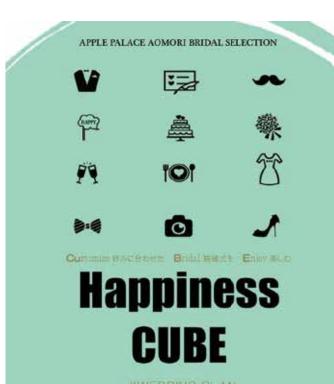
事業の種類	主 な 事 業 の 内 容
慶祝事業	◆長寿会員に慶祝記念品の贈呈(75歳)
福祉事業	◆宿泊施設の利用助成(全国の市町村共済組合関連の関連施設) 1泊1,500円(会員、配偶者・1人1年度につき延5泊まで) ◆団体傷害保険、団体疾病保険、がん保険 (保険料は団体割引で、生活の負担にならないよう安く設定しています。) ◆葬儀支援サービス(24万円から利用できます。) ◆人間ドック受診特別割引、ゴルフ場特別料金、各種斡旋 ◆各支部では、独自の事業として年1回の通常総会、会員研修会等を行っています。
広報事業	◆機関紙「連盟だより」を年2回発行し、全会員に配布しています。 ◆平成30年・31年版の会員手帳を全会員に配布(2年連用手帳)

④お問い合せ先

青森県市町村職員年金者連盟 〒030-0802 青森市本町五丁目1番5号 TEL 017-723-6528

E-mail: a-nenren@cube.ocn.ne.jp





80 名様 1,440,000 円

1 名様追加 15,000円

~プラン内容~ 和洋料理・お飲み物・会場使用料・親族控室料・着付室料・司会料・コンパニオン・ペーパーアイテムー式・メモリアルキャンドル・会場コーディネート・ブライダルバック・音響・照明演出・アテンダー・プロジェクター使用料・リベルテマネー16万円(オブションに使用できる)

APPLE PALACE AOMORI 2018 BRIDAL SELECTION







お問い合わせ 婚礼・マーケティング課

017-723-5620





〒030-0802 青森市本町五丁目 1-5 https://apple-palace.com/